

# 笈多紀元の問題

岩 本 裕

—

印度古代史の研究に當つて我々の最も困難とする處は碑文其他の史料に見ゆる年數の比定の問題である。その年數が如何なる紀元に依つて記されたものか判明しないものは勿論、その依據する紀元の明記されてゐるものに至つても、其の紀元が果して何時の頃——西曆紀元を標準にして、西紀何年に創るものであるかといふことは、その紀元と西紀との各の一年の始まりを天文學上よりみて太陽の如何なる位置の際に置くかといふ事に依つて決定せられる喰ひ違ひ、或は又碑文等に見ゆる特異の天體現象、更には此處に問題の紀元と比較研究すべき印度内地の他の多くの紀元の計算法、其等相互間に於ける曆法の相違等、此等が雜然と入り亂れて此處に極めて複雑な

計算を必要とするのであつて、従つて其の間に介在して甲論乙駁絶え間ない有様なのである。今日に於て一般年代學の發達と共に印度學に於ける此の方面の行績も著しく進歩したのであつて、その大體に亘つて略々決定的な結果を得たのであるが、而も尙幾多の問題が疑惑をもたらすのである。今此處に問題視せんとする笈多(Gupta)紀元の問題は實にその好適な一例であつて、此の紀元を創始した笈多王朝が印度古代史上第一の王朝であるだけに、此の問題を取扱ふ者が多く、従つて此の問題を云爲するためには幾多の論證を必要としたのである。

前世紀の半頃、James Prinsep が此の問題を取扱つて以來、Thomas Cunningham、Fergusson、R. G. Bhandarkar、G. Buehler、Hoernle 等が此の問題に對してその

所見を披瀝したのであり、而も同一人にして數次に互つて説を變へた者もあつたので、實に印度史學のみの立場より見れば、前世紀の中葉は笈多紀元の問題に終始したのである。併し乍ら一八八八年に至つて J. F. Fleet が *Inscriptions of the Early Gupta Kings and their successors* を著して、此の問題は此處に一先づ落着いたのである。即ち Fleet はその序論に於て Arabian Writer の *Albêrûnî* の

*Guptakāla* 卽ち *Çakakāla* に二百四十一年遅る

と云ふ記事に依つて、*Çaka* 紀元——(紀元元年は西曆紀元七八—九九年に相當す)——二百四十二年即ち西紀三二〇—一年を笈多紀元元年と考定し、此の年次が笈多紀元を有する碑文に見ゆる天文學上の記載、例へば、笈多紀元一六三年の日附を有する *Parivṛjāla Mahārāja Hastin* の *Khōh* 刻銘に、その年が *Mahā-Acaryajī samvatsara* であると記す記事、又同一六五年の日附を有する *Puḥlagupta* の *Iran* 碑文に見ゆる、その年の *āshāṭha* 月の白分の第十一 *tithi* (*Imar day*) *Suranguru* の日なる記事等と抵觸せ

ざることを算定して、此處に笈多紀元元年は西紀三二〇年二月二十六日より三二一年三月十五日に至る期間に該當する旨を提説し、更に一八九一年に *Indian Antiquary* XX (p. 376-389) に *Gupta-Yabahi Era* なる論文を載せて先きの説を補つたのである。彼の所説は實に笈多紀元に關する諸の問題を論じ去り論じ來つて、一點の非難をも加ふべき餘地が見出せないものであり、此處に印度史家に依つて正鵠を得たものと認容されたのであつた。而も更に一九一七年に至つて、K. B. Pathak が *Indian Antiquary* XLVI に *New Light on the Gupta Era and Mirhākula* と題する論文を載せ、その中に於て耆那 (*Jaina*) 教の資料である *Jinasena* の *Haryanīya* 第六十章 (*çloka* 487, 488, 552)、及び *Gupābhadrā* (*Jinasena* の弟子) の *Utanpurūṇa* 第七十六章 (*çloka* 387-412, 426, 447) の記事に依り、笈多紀元の年数は *Çaka* 紀元の年数に二百四十一を加ふることに依つて得る旨を論證して(笈多紀元が北方 *Çaka* 紀元と同じ組織によつて計算され、その年の始めは *Çaitra* 月の白分の日である)とす、Fleet

が前記著書の序論六十九頁より七十九頁に亙つて詳細に論じてゐる)、Alberuniの記事を確めると共に、Fleetsの所説を補強したのであつた。斯くて笈多紀元に關しては問題はないものの様に思はれたのであるが、最近に至つて此の年次即ち笈多紀元元年は西紀三二〇一年に該當するとなす所説に疑を懐く者が、印度史學に携はる印度人の間に出てきたのであつて、近來に於ける史料の發見更には印度史學の發達からみて當然のことと考へられるのであり、問題は再び此處に提出せられるに至つたのである。

最近に於ける最も詳細を極めた所論は、Govind Paiが *Journal of Indian History* XI (1932, Aug.) 一七五頁以下に載せた *The Gupta and the Yabahi Eras* と題する論文である。私が以下に於て問題とするのは實に此の論文であつて、而もその一部分に過ぎないのである。題名に示す通り、彼の所論は笈多紀元に止まらず *Valahi*(伐臘毘)紀元にも及んでゐるのである。此の紀元に就いては笈多紀元に關して述べる際には必ず言及しなければな

らないのであるが、今此處に此の問題を取扱ふとすれば問題が彌が上にも混雜するのであり、而も以下に私が論述しようとする處とは直接に關係がない問題である故に割愛して後日に譲るとして、即ち彼の笈多紀元元年は西曆紀元二七二—三年に該當すとなす説に對してのみ論述を加へようと思ふのである。

## 二

Govind Pai の笈多紀元元年が西紀二七二—三年に該當すとなす所説の大意は次の如くである。

今 *Samudragupta* の次の *Candragupta* 二世以後の笈多諸王に就いて今日迄に知られた年代を列舉してみると次の様である。(Plect: *Introd.* P. 17)

*Candragupta* II — G. S. 82, 88, 93, 94. 或 95 96.  
*Kumaragupta* I — G. S. 96, 98, 12, 130.  
*Skandagupta* — G. S. 106, 137, 138, 141, 144, 145, 146, 147, 148, 149.

(註 G. S. は *Gupta-samvat* 即ち笈多紀元)

而して一九一五年に發表された一つの碑文には笈多<sup>⑦</sup>

紀元一五四年に或る Kumaragupta と云ふ王が統治してゐた旨記してゐる。而して此の年は Skandagupta が未だ王であつた G. S. 109 に遅れること五年であるから、此の碑文に見ゆる Kumaragupta は Kumaragupta 一世ではなく、恐らくは Skandagupta の直接の後繼者であり、同時に Skandagupta の父王と同名であると云ふことを考へて、Skandagupta の子であるに相違なく。而して恐らく彼が子孫なくして死んだ後に彼の叔父である Puragupta が即位したのであり、而も Puragupta の統治も極めて短く、彼の子 Narasimhagupta Bahadriya が次いで立つたのである。而して此の王が大唐西域記に見ゆる婆羅阿迭多 (Bahadriya) であり、従つて Mihirakula (西域記に見ゆる摩醯羅矩羅) と同時代である。而して Mihirakula に關しては Yaçodharman の Mandasor 石柱碑文に、彼が Yaçodharman に敗退せしめられ、服従を餘儀なくせられた旨記してゐる。而して Malava 紀元五八九年(西紀五三二)の口附ある Daksa の Mandasor 碑文に於て

Atha jayati janendraya yaçodharmaninā<sup>⑧</sup> と記され、その文中動詞は現在時稱を以て記されてゐることより、その當時即ち西紀五三二年の頃 Yaçodharman は生存してをり、且又統治してゐたことを知る。而して前述の Yaçodharman の Mandasor 碑文に記す處の彼が Mihirakula を敗退從屬せしめたこと云ふ事實に關しては、此處に云ふ Daksa の Mandasor 碑文には全然傳へてゐないのであつて、此の傳へてゐないといふ事實は、疑ひもなく Yaçodharman の碑文がより古いのであり、Mihirakula の敗退從屬といふ事件が此の碑文が刻せられた當時に於て耳新らしい事件であつたことを示す。換言すれば、Yaçodharman が實際に Mihirakula を敗退せしめて勝利を得て、更にそのことに依つて皆て笈多諸王の統治した領域よりも廣い領域を自ら領有した旨を世界に向つて宣言したものであつて、従つて此の碑文はその勝利の直後に刻せられるに至つたものであつたに相違ないのである。一方 Daksa の碑文は池の開鑿式を記した私の碑文であり、Yaçodharman

の Mihirakula に對する勝利は既に數年以前の事件として、よく且又廣く知られてゐて繰返す必要がなかつたのである。斯くの如く Yaçodharman の碑文は Daksa のそれより數年早いものであつて、此等兩碑文の間に於ける間隙は少くとも約十五年であると思ふ。而して Daksa の碑文は西紀五三二年であるから、Yaçodharman 碑文は略西紀五一五年の頃のものとなすを得るであらう。即ち此の時遂に Mihirakula は全く敗退せしめられてゐたのである。

而して Mihirakula の Gwalior 碑文<sup>16</sup>には、彼が pāṭah pṛthivīyāh (lord of the earth) 及び nṛpaṛiṣha (the best of the kings) と記されてをり、彼の即位十五年の年といふ日附がある。従つて、彼が Yaçodharman に敗退する以前に少くとも十五年間彼が統治してゐたことは疑ひない。而して彼が Gupta 王朝を倒したのは凡そ十年以前、即ち略五百五年の頃であつたと思はれる。

更に Kumāragupta と B. ndhvarman との所謂 Man-dasor 碑文<sup>17</sup>に就いて考ふるに、其の最初の部分には

Mitara 紀元四九三年即ち西紀四三七—八年の日附を有し、第二十六詩に Kumāragupta が大地を支配する帝王として記され、第二十九詩には Bandhurvarman が Mitara 地方のその地を治する藩侯である旨を記してゐるのであるが、Mitara 紀元五二九年(西紀四七三—四)の日附を有するその第二の部分には、此等二人の王侯に就いては何等記す處なく、第三十六詩に Bahuta samātrena kalenanyāyica pāṛthivīyāh ...

譯—筆者—

多くの歳月の過ぎ去りし時に於て、他の諸王達に依つて〔統治せられし時〕

の句がある。此に依つて西紀四三七年と同四七三年の三十六年の間に、此の地方に或る根本的な變化が起つたに相違なしと斷ぜられるのである。

而して、此の期間中に於ける此の地方の攻略者は、匈奴の長 Toramāna であつたと思はれるのであつて、彼の統治一年の碑文が東部 Malava の Eran に建てられてゐるのである。而も Toramāna の貨幣に見ゆる“92”

の數字が、彼の統治年數を示すものであることは凡ての認むる處であり、且彼の子 Mihrakula の碑文はその統治十五年の日附を有してゐることより、少くとも兩者の治世の長さは略七十年となるのである。而して前述の如く Mihrakula は五一五年の頃 Yacotharman によつて敗退せしめられたのである故に、Toramana の統治第一年は恐らく西紀四四五年の頃であつたと思はれる。

笈多紀元一六五年の日附を有する Puthagupta の碑文に於て、Nativishnu と Dhanyavishnu の兄弟が東 Malwa の Eran を中心とする地方を統治してゐたことを傳へ Toramana の Eran 碑文に於て Nativishnu は既に死んだと記されてゐる故に、恐らく此の碑文は前述の Puthagupta の碑文より少くとも十年遅いもの、即ち笈多紀元一七五年の頃のものかと考へられる。而も、前述の如く Toramana の Eran 碑文は略西紀四四五年の頃のものとして考へられるのであるから、従つて笈多紀元一七五年と西紀四四五年とは互に相接近してゐる。

と考へなければならぬであらう。換言すれば、笈多紀元元年は四四五マイナス一七五即ち二七〇（西紀二七〇年）に非常に近接した年であつたに相違ないのである。

笈多紀元二百九年の日附を有する Sankshobha の銘に於て、笈多王の支配が認められてゐるが、此の日附が笈多世系の年代上最後の日附であると思はれるのであつて、此の日附が笈多王朝の滅亡の年次に先立つこと遙かであることは不可能である。従つて其の間略二十年と見てもあながち無理ではないと考へる。此處に於て、笈多王朝の滅亡は略笈多二二九年の頃とせられるのであるが、而も前述の如く、それは略西紀五百五年の頃である。従つて笈多紀元元年は五〇五年マイナス二二九年即ち西紀二七六年に近接した年次であるに相違ないのである。

此處に於て、笈多紀元元年が眞に何れの年次に該當するかを見出す爲に、西紀二六〇年より同八十年に至る二十年間を取上げて、その何れが正確な結果を得る

かを檢しなければならぬのであるが、今の場合に最も手近なものは新に發見された Candragupta 二世の Maurya 碑文である。此の碑文は笈多紀元六十一年の最初の Ashvini 月の白分の五日と云ふ日附を有してゐるのであつて、此の日附に依つて笈多紀元六十一年の歲に於て、Ashvini 月が閏であつたといふ事實を知り得るのである。従つて先きの西紀二六〇年から二八〇年迄の間の凡ての年次に六十二年或は六十二年を加へて此處に三三二年より三四二年に至る凡ての年次を得るのであるが、此の年次の間に於て西紀三三四年にのみ此の Ashvini 月が閏である。で、三三四年より六一年と六二年とを減じて、二七二年と二七三年とを得る。かくて二七二―三三年が笈多紀元元年であるべきである。

### 三

以上第二節に於て Govind Patil の所説の依つて來る處を大略述べてきたのであるが、彼は更に此の年次が先きに擧げたが如き碑文に記されてゐる天文學上の記載、例へば笈多紀元一六三年が Mahā-Vaṅśika saṅgīyatsara

あり 同一五六六年が Mahā-Vaṅśika saṅgīyatsara である等と記された記事と抵觸しないことを詳細に述べてゐるのである。その詳細に就いて記述し論述することは今は避けるが、要するに saṅgīyatsara とは木星の heliacal rising に依つて算出せられた一年であつて、木星は十二年を一周期とするものであるから、今 Fleet と Govind Patil の差違四十八年は實にその四周期に相當するのである。従つてその何れを依據としてもその結果に於ては同一なのであつて、今の場合直接此を記述論述する必要もないのである。兎も角 Govind Patil の所説は上記數頁に互つて大體記されたのであるが、我々が其の所説の經過を見るに第一に念頭に浮ぶのは、彼が笈多紀元元年を決定するに當つて、先づ最初に於て Candragupta 二世の Maurya 碑文に依つて上記の二七二―三三年を得て、然る後に

その可能性を實證せんため笈多紀元元年は略西紀二百六十年と二百八十年との間にあるべしとしたものではなからうかといふことである。その是非は論外としても、笈多二百九年と笈多王朝の滅亡との間に略二十年の隔りが

あらうとか、或は Buchagupta の碑文と Toramana のそれとの間に略十年の間隙があらうとか、何を根據として  
 の論定であるか解釋に苦しむ處である。彼が得た結果から  
 みると、その推論は正しいかのやうに思はれるのである。  
 従つて今彼が碑文を解釋するに際しての推論の是非  
 は一つにかゝつて Candragupta 二世の Mathura 碑文にあ  
 ると云はねばならない。我々は前述の彼の所説中に引用  
 せられた數々の碑文に對する彼の態度を論評する以前に  
 先づ此の碑文の記す處を知らねばならぬのである。

Govind Pai は上述の所説を述べる本文に於て<sup>⑤</sup>

The New Mathura inscription of Candragupta II  
 is dated the 5th day of the bright fortnight of the  
 first (i. e., intercalary) month of Āshāḍha in C. S.  
 61.

と記してその脚註にその原文を掲げ、

bhājāraka maharājādhirāja rī samudraguptasya  
 putrasya rīcandraguptasya vijayarāyasamvatsare  
 (pratīkame?) guptakāṅkamanā ..... samvatsare

eka-shashīc āshāḍhamāse prathame cūkladivase  
 pāṅcanyām |

と記し、更にその後に

This extract was very kindly communicated to me  
 by Mr. D. B. Diskalkar, now the Curator of the  
 Satara Historical Museum.

と記してそのつもる。

然るに Calcutta の D. R. Bhandarkar 教授が Epigraphia  
 Indica. XXI. (1933) に於て學界に報告したものの依  
 據とす。

- ① bhājāraka—maharāja [rājādhi] rājārī—Samud-  
 ragupta—sa
- ② tputrasya bhājāraka—ma [hārāja]—[rājādhi]  
 rāja—rī—Candragupta—
- ③ sya vijaya—rāja—samvatsar[re].....[Cūpta]—  
 kāl—ānuvarttamāna—sa n—
- ④ vatsare eka-shashīc 60 | ..... [pra] tīkame  
 cūkla—divase pain



⑤ canyain II

となつてをり、第四行目の摩滅の部分は Ashrtha-nase と充填せらるべき旨を記し、その理由として次に述ぶるが如き研究の結果を記して報告してゐるのである。

第三行より五行に至る日附の詳細を含む重要な語が摩滅してゐることは實に不幸である。その始めの部分は此の日附がチャンドラグプタの統治何年に該當するかを記してゐるものであるが、此の部分が保たれてゐないことは重大な損失である。而して第二の部分は六十年と云ふ日附の屬する紀元即ち Era を記してゐるが、此が笈多紀元なることは疑を容れないであらう。而し Gupta の字が保存されてゐるに如くはない。更に又この部分に於て月の名が損はれてゐるのであるが、併し幸にも Prathame と云ふ語が月の名の部分の直ぐ後に残つてゐる。此は此の六十年に閏月があつたことを示してゐるのである。嘗て K. B. Pathak 氏は耆那教の資料に依り笈多紀元の年次は Caka 紀元の年次に二百四十一年を加ふることに依つて得らるることを

證明した。かくて此の碑文の笈多六十一年に二百四十一年を加ふることに依つて、Caka 紀元三百二年を得る。即ち西紀三百八十年である。而して Swamikannu Pillai の Indian Chronology に於ける Tafel X の第四十二頁を参照するならば、西紀三百八十年にのみ閏月があつて、西紀三七八年にも或は三八一二年にもなく、而も更に西紀三八〇年に於ては Ashrtha 月が此の閏月であつたことを知り得る。かくて prathame の前にある缺所は容易に Ashrtha-nase を以て補填することが出来るのである。云々

以上が Dhantakar の所説であるが、此と先きに述べた Govind Pai の所説を比較してみると、實に Govind Pai が此處に馬脚を現はしてゐることを知るのである。

即ち彼が唯一の根據とする碑文に於ける月名の Ashrtha なる語は碑文そのものでは摩滅して終つてゐるのである。而してそれは笈多紀元の年次が Caka 紀元の年次に二百四十一年遅れるものであると云ふこと、換言すれば、笈多紀元は西紀三二〇一年に該當し、笈多紀元に相當

する西紀年数はその年數に三一九—二〇年を加ふることに依り得るといふことを前提として、始めて上述の Chandar 教授の所論の如く得らるるのである。Govind Panditar 教授の拓本を得たものでなく、Dissakar から通知せられたのである。従つて恐らくは Dissakar が、彼自身又は他の學者が上述の Chandar 教授の如き研究の結果得た Ashvina 月の名をその儘に記して Govind Panditar に報じたものであり、彼は又得たりかしこしと誇り深く吟味することなしに使用したものと思はれる。彼が拓本を得なかつたと云ふことは、彼の爲同情さるべきであらうが、さりとて彼自身の無責任さは責められても仕方がないであらう。彼が論究の最重要なものとした Chandragupta 二世の Mahama 碑文にして斯くの如し。彼の所説中に見ゆる十年十五年二十年等の隔りといふ推定は、彼自身に於て如何なる論據があるにしても、餘り問題視さるべきものではないやうである。従つて彼の諸碑文に對する解釋の態度に就いても、今長々しく論評を加へる必要はない様に思はれる。

以上に於て、最近に於ける笈多紀元問題に對する詳細を極めた Govind Panditar の所説に對する卓見を加へたのであつたが、結果に於て實に彼の所説は顛覆を餘儀なくせられたと云ひ得よう。結果からみて彼の所説は何等の價值がなかつたとも云へよう。兎も角、斯くして Heber 以來 Panditar の研究の結果は、今日の處毫末の搖ぎをも來たさぬ。従つてこれ以上此の問題に關して記述する必要はないのであるが、私は以下に於て蛇足として、此の從來の笈多紀元元年は三二〇—一年に該當すとなす説を支持するに足ると思はれる一つの提説を試みるであらう。勿論笈多紀元元年が西紀三二〇—一年に該當すといふことを數字的に示すものではなく、唯此の年次に依らねば解釋することが出來ないといふ程度のものである。

四

法苑珠林第二十九章(大正藏經第五十三卷五〇二頁下段)に 依王玄策行傳云。西國瑞像無窮。且錄摩訶菩提樹像云。昔師子國王名尸迷佉拔摩唐云功 梵王。遣二比丘來詣此寺。大者名摩訶南此云。小者優波持記。其二

比丘禮菩提樹金剛座訖。此寺不安置。其二比丘乃還其本國。王問比丘。往彼禮拜聖所來。靈瑞云何。比丘報云。閻浮大地無安身處。王聞此語。遂多與珠寶使送與此國王。三謨陀羅囉多。因此以來。卽是師子國比丘。又金剛座上尊像。元造之時云。

と記してある。此の文は Syam Lévi 教授が一九〇〇年の *Journal Asiatique* に於て 'L's Mission de Wang Hien-Tse dans l'Inde' なる論文の中に引用して以來、Fleet, Smith 其他多くの印度學者が凡ゆる意味に於て引用したものであるが、要するに Ceylon 王 Sri Meghavaya-vu Samudragupta とが同時代の人であつたことを傳へるものである。既に多くの印度學者が試みた様に、私自らも錫蘭史料に依つて Meghavaya の年代を決定する事に依つて Samudragupta の年代を考へようとする者であるが、その過程に於て所見を異にするものである。Mahāvamsa (錫蘭大史) を英譯した Wilhelm Geiger の計算に依れば Meghavaya の卽位は佛滅後八三五年であつて J. F. Fleet は Mahāvamsa に依り八三三年 'Dipa-

ṭṭi' (錫蘭島史) に依り八三六年とした。従つて、此に大體に於て略八三五年とするを得るのであるが、今迄の多くの印度學者は Lévi にせよ Fleet にせよ Smith にせよ、將又 Geiger にせよ、凡て佛滅の年代を或は西紀前五四四年として、或は前四八三年とすることに依つて計算して Meghavaya の卽位の歳を決定せんとしたのである。私が反對の意見を表するのは實に此の點なのであつて、一般に考へて佛滅の年代など云ふものは今日の資料からみて決定することは全然不可能と云つてよいのである。従つて、それを以て計算の根據とすることは、大いなる誤謬を侵す所以なのである。然らば私は何を以て此を決定せんとするかと云へば、私は此處に阿育王の卽位の歳を以て計算の根據とすることを提説するのである。阿育王の卽位の歳は今日印度史家に依つて西紀前二七〇年と定説として認容せられてゐる。此の所説の詳細は *The Cambridge History of India* 第一卷五〇二頁に於て F. W. Thomas が論述してゐるのであつて、臺末の疑をも挾む餘地がないのである。此の確實なものとして

認容されてゐる阿育王の即位の歳を以て今の計算の依據とするものであるが、此の歳は今此處に問題とした巴利史料に次の如く記されてゐるのである。即ち

Dipavamsa ①② VI. 1. 12

dve satani ca vassani atihar sa vassani ca |

sambuddhe paribbute abhiniso Piyadassano ||

二百十八年を佛陀の涅槃してより経過せる時に、善見王は灌頂せり。

とある。此處に善見王とは阿育王のことであり、更に Mahavamsa (V. 21)にも同様の記事が見え、二百十八年といふ數に於て兩者一致してゐるのである。勿論二百十八年といふ年次が正確なものとは言ひ得ないであらう。と同様に Meghavamsa の即位が佛滅後八百三十五年に當るといふその年次も勿論怪しいものである。併し乍ら、錫蘭は略阿育王の時代から記録時代に這入つたのであり、二百十八年と云ふ年次そのものが怪しむべく疑ふべきものであるにしても、鬼も角ある標準によつて阿育王の即位は佛滅後二一八年に當るとしたのであり、同様に其の

以後 Meghavamsa に至る各王の在位年數も、その二百十八年としたと同じ標準に依つて各々何年としたものであることは明かであるから、それ等を加へることに依つて得た八百三十五年といふ年數も、その事實の年數と異ることがあるとしても、二百十八年といふ年數と相對的に考へることに依つて、阿育王の即位の歳以後 Meghavamsa の即位に至る間の隔りの年數を得るに差支へないのである。従つて此處にその隔りの年數として六百十七年(八三五マイナス二一八)といふ數を得て誤りはないのである。此處に於て Meghavamsa の即位の歳は阿育王即位の歳即ち西紀前二七〇年から六百十七年後のことと云ひ得るのであつて、實に西紀三四七年を得るのである。而して彼の在位年數は二十七年と Mahavamsa 第三十七章に記されてゐる故に、實に彼は西紀三四七年より三七四年に互つて錫蘭に君臨したのである。①③

今 Samudragupta の在位の期間を見るに、笈多紀元九年より略六十年迄に及ぶのであるが、此を先きの Gupta Pa. の云ふ笈多紀元元年を西紀二七二年—三年とする所

説に當てはめると、Samudragupta の在位の期間は西紀二八〇年より三百三十二年の頃となり、彼と同時代と云はれる Meghavanna は未だ即位してゐないのである。此に對して笈多紀元が西紀三二〇—一年に創まるとするにあてはめると、彼の在位期間は西紀三百二十九年より八十年の頃に互り、Meghavanna の在位の期間（三四七—三七四）を全く含んで此處に同時代と云ひ得るのであつて、法苑珠林に傳ふる事實と完全に一致する。此の點に依つても、笈多紀元元年を西紀三二〇—一年とするに何等の不當はないのである。

## 五

Govind Pal の提説に對する愚見の開陳は、彼の所説を餘りにも長く引用したことに依つて冗長なものに成り終つてしまつたのを残念に思ふ。唯一つの碑文等の資料を廻つて繰返される憶説をも簡單に片付け去ることの全然不可能な印度史學の現在の状態に於て、且又我國に於ては今日の處餘りにも問題にされることのない印度史學の立場に於て、少くとも紹介的の意味を持つものとして

でも許して頂けることと思ふ。尙、羽田先生に於かれては極めて御多忙中にも拘はらず、蕪雜そのものの如き本小稿の御校閲を賜はり、種々御注意を下さされた。此處に謹記して、筆者の深謝の意を表する次第である。

(完)

註 以下は凡て筆者の註である。ユヴァインド・パイ及びパンダルカルの所説中にあるものも凡て筆者の註である。原註は能ふ限り本文中に挿入してある。

① 此處に擧げた人々の所説は凡て J. F. Fleet の Inscriptions of the Early Gupta Kings の序論の中に述べられてあり、その出處を示されてある。

② Prof. Sachau; *Alberdun's India*. Vol. II. p. 5 ff.

M. Reinand; *Fragments Arabes et Persans*. p. 138 ff.

③ J. F. Fleet: *Inscriptions of the Early Gupta Kings*. p. 100. No. XXII. Plate. xiii.

(以下に於ては Fleet No. 2 のみ記す)

④ Fleet No. XXIX.

⑤ Fleet は更に

Verval Inscription of Candulrya King Arimadava.

Valabhi-Samvat 945.

Kāira Grant of Dharsena IV. V. S. 330.

Nepāl Inscription of Manadeva. G. S. 386.

Morbī Grant of Jaina. V. S. 586.

を擧げらるゝ。Valabhi-sativat 及びそのほかの Alabritni に笈多紀元と同じであるの記されてゐるのであつて、笈多紀元を論ずる際には言及しなければならぬのであるが、本篇の主とすゝ Govind Pai の所説に對する論評には直接關係がないので省くことにした。

⑥ 今 Pathak が引用した Jinasena 及び Gupabhadra の著書より原文の引用を差控へるが、彼が此等兩者の記事を裏書するものとして引らるゝ處の Nemicandra の Trilokasātra の記事を記して置く。因に Nemicandra は Nagar (Epigraphia Carnatica. Vol. VIII) に依れば、西紀七八年頃の Cāmmīkārjya の庇護を受けたとす。

(Trilokasātra. 84r)

gīvīrañāthamiryeçy sakāçāte pañcotasasatātavarasāñjī  
pañcamāsāyutani gātvā paççāte vikramāñjakacalarjyo jāyate  
tato upari caaturjavarayutantaritracaturavashāni saptanāshā-  
dhikāni gātvā paççāte kalit jāyate ॥

尚 Jinasena の Harivañça は Śaka 紀元七〇五年即ち西紀七八四年の頃をたどらるゝのである。(M. Winternitz; Ge-

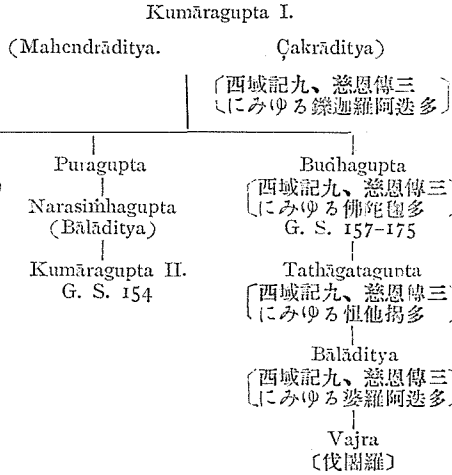
schiehte der Indischen Literatur. Bd. II. S. 333)

① 原註 Annual Progress Report of the Superintendent, Hindu and Buddhist monuments, Northern Circle. 1915. p. 6.

② Kumāragupta が Skandagupta の子であるとする何等の證左もなく。一般に此の Kumāragupta は Narasimhagupta Bahāditya の子の Kumāragupta とすべしとせらるゝ。

③ 大唐西域記の婆羅阿迭多が Narasimhagupta Bahāditya なりとする何等の資料もなく。Bahāditya なる稱號を有する王は、何も Narasimhagupta に限らないのであつて、Prakāritīya の Samath 石碑文 (Fleet No. 79) に依ると、此の稱號を有する王が少くとも二人あつたことを知る。Skandagupta 以後の笈多世系に就いては實に不明とも云ふべきであるが、私は要するに大唐西域記慈恩傳に依つて次の如く考へてゐる。その論據の詳細は他日に譲ることとするが、その系譜は次頁に表示の通りである。

従つて、私のみる處では大唐西域記卷四に摩醯邏矩羅と同時代とせられる婆羅阿迭多是 Purugupta の子の Narasimhagupta Bahāditya とはなく、寧ろ Bahadragupta の孫の Bahāditya 即ち西域記九・慈恩傳三の婆羅阿迭多とすべしである。



- ⑩ Fleet No. XXXIII, No. XXXIV. p. 142 ff.
- ⑪ Fleet No. XXXV. p. 150.
- ⑫ Javati といふ動詞は語根「ज」(征服す)の直接法現在三人稱單數の形。
- 尚引用した文の譯は「かくて、吉祥あるヤシヨマルインと名づくる人中の因陀羅(王)は征服す」

笈多紀元の問題

- ⑬ 原註、同碑文第七語に rajādhirāja paramēvara (Fleet の譯——supreme king of kings and supreme lord) と記すより彼が帝王であることを知る。
- ⑭ 原註 Fleet. No. XXXIV. verse 4.  
ye bhuktā gupthanāhiraja sakalavandhākrānti dyaupra-  
tāpāh |
- 原註に Fleet No. XXXIV 24-25 No. XXXIII の譯  
りせらる。
- ⑮ Dakṣa の碑文に  
Pañcasu gaceshu garudrah yāteshu = ckin-navati-sahiteshu  
Malava-gaja-sibhi-va-āt = kṛta-jīnāya Ikhiteshu |  
とある。即ち「摩臘婆の種族の擡頭の時から數つて、五  
百八十九年が経過した時に」と記すのであるから、此の  
碑文はローラツ、紀元五九〇年即ち西紀五三三—四四年に  
屬するものである。
- ⑯ Fleet. No. XXXVII. p. 161.
- ⑰ Fleet. No. XXVIII. Plate. XI. p. 70.
- ⑱ Fleet. No. XXXVI. p. 158.
- ⑲ Toramana の統治の年數とみるより、その王家の設立以  
來の年數と見るべきものである。即ち Alexandria の Kos-  
mas が西紀五三五年頃書いた處の彼の旅行記 *Xperantzh*  
*Torogabola regerentzh roman's toj Klorov* に見ゆる Gollis が  
Mihirakula (彼の貨幣にみる Mihiragula に於ける gula) ン

第十九卷 第四號 七三五

あり、而して正光元年(西紀五二〇年)に乾陀羅に入つて宋雲の行記に見ゆる王が、同じく Mihirakula であるハトヨリ、同行記に「治國以來經三世」とあるは Mihirakula 及びその父 Toramāna に關して Mihirakula より二代以前、即ち Toramāna の先代が此の乾陀羅に王となつたことを示してゐると思ふ。従つて Toramāna の貨幣に見ゆる“52”の數字は其の時以來の年数を示すものと考へられる。

尙此處に注意すべきは Kumāragupta 及 Bandhuvarman の Mandasor 碑文に於て見ゆる他王なる語は複數形で現はれてゐるのであつて、Toramāna 一人を指すには *śāhaka* が不適當である。寧ろ一般にきくられたるやうに、Skandagupta の Bhitari 石柱碑文 (Fleet. No. XIII) の第十行より第十一行に亘つて記せられてゐる Pushyamitra の族名のみを *śāhaka* とせらる。

- ③ 註
- ④ mahārāja Māyaviśvoh svargagatasya (天に赴ける王) 一ララシヤ・バーツラシヤ・マタカ(の)王記とせらる。
- ⑤ Fleet No. XXV. Plate XV. B. p. 112.
- ⑥ Āśvādhya 月は現今の六月一十七日に該宮する月名とせらる。
- ⑦ Jupiter year に關して
- Fleet; Inscriptions of the Early Gupta Kings. Introduction. Appendix III (p. 161-176)

及び

F. K. Ginzel; Handbuch der Chronologie. I Band.

(Leipzig, 1906) S. 368 ff.

J.H. XI. p. 185.

③ *māsa* は *māsā*(月)の單數於格の形。「アーシヤードン月に於て」の意

④ *prathamā* (第一の、最初の)の單數於格の形。

⑤ 法苑珠林にみゆる尸迷佉拔摩を梵語に直すと *Śrī Meghavarmā* であり、その巴利語の形では *Siri Meghavarma* といひ、*Meghavarmā* と語尾が異なるが、此は明に開を誤りとして受けとれたと思ふ。

⑥ W. Geiger: The Mahāvamsa, or the great chronicle of Ceylon. Introduction. xxxviii-xl.

⑦ Journal of Royal Asiatic Society. 1909. p. 35f.

⑧ The Dipavamsa. An ancient Buddhist Historical Record. ed. and trans. by Hermann Oldenberg.

London. 1879. p. 4f.

尙此處に引用せる文の Oldenberg の譯は次の如くである。  
Two hundred and eighteen years after the Parinibbana of the Sambuddha, Piyadassana was anointed king.

(同書第一四六頁)

⑨ 阿育王の碑文には *Piyadasi Piyadaci* 等の形が見え、及び梵語の *Piyadarcana, Piyadardcin* の轉訛形とせらる。

⑩ Geiger の刊本(London, 1908) 248-49



Jñanibhāyako pacchā purā tassābhiseko |  
*Saṭṭharasam vassasatātāyāni evaṃ vijñāyāṃ*  
 といふ。

㊦ かへして得た Meghavajña の在位期間の西紀三四七年より同三十四年に及ぶといふ年次は、支那史料に見ゆる錫蘭王 Kṛtyapa が西紀五二七年に支那に使を遣はしたといふ記事とも符合するものであり、その詳細は次の如くである。

Siri Meghavajña	在位 27年	347-374 A. D.
Jettāhissa	9	374-383 "
Buddhātissa	28	383-411 "
Upātissa	42	411-453 "
Mahānāma	22	453-475 "
Soṭṭhiseṇa-Pīṭhiya	29	475-504 "
Dhātuseṇa	18	504-522 "
Kassappa I (Kṛtyapa)	17	522-539 "

かくの如く、西紀五二七年といふ年は Kassappa I (Kṛtyapa は梵語の形) の治世中に含まれてゐるのである。而し唯此處に問題となる記事は、宋史卷九十七に「師子國王元嘉五年國王刹利摩訶南奉表曰云々」の記載であつて、元嘉五年即ち西紀四二八年に錫蘭王 Mahānāma が使を遣はしたと傳ふるものであるが、この歳次に於ては Mahānāma は即位してゐず、彼の兄 Upātissa の治世中なのである。

然し此の事實に關しては尚 Mahāvamsa の記事に就いて

詳細に検討する必要があるのであるが、今の場合煩を避け、將來に譲ることとする。

㊧ Samudragupta の伽耶勒許碑文 (Fleet No. 60) の第十四行目に

Sambat (Java) 9 Vṛicakha di ro

とあり、此處にみゆる Saurvat が Gupta-Saurvat であることは明かである故に、Samudragupta が笈多紀元九年の頃王位にあつたことを知る。而して彼の次の Candragupta 二世の最初の日附は、先々の Mahānāma 碑文の六十一年であるから、其の時以前に Samudragupta は退位してゐると思はれる。恐らくは死んでゐたであらう。